

農地法第3条の許可要件のうち下限面積要件の廃止について

第208回国会において成立した農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律が令和5年4月1日から施行されることとなり、これにより、農地法等が改正され、第3条第2項第5号に規定する面積要件が廃止されることになりました。

今般の法改正の主たる内容は、農業者の減少・高齢化が加速化する中であっては、認定農業者等の担い手だけではなく、経営規模の大小にかかわらず意欲を持って農業に新規に参入する者を地域内外から取り込むことが重要であり、これらの者の農地等の利用を促進する観点等から、下限面積要件を廃止したものです。

なお、

- ・農地のすべてを効率的に利用すること（改正後の農地法第3条第2項第1号）
- ・必要な農作業に常時従事すること（同項第4号）
- ・周辺の農地利用に支障がないこと（同項第6号）

等の改正前の要件（改正前の法第3条第2項各号（第5号を除く。）に規定する要件）はそのままですので、農地法第3条の許可を受けるに当たっては、これらの要件を満たす必要があります。

下限面積要件の廃止に伴い、姫路市農業委員会では、次の2点を行うこととなります。

1 「農地法第3条第2項第5号括弧書に規定する別段の面積」の廃止

(廃止前)農地の権利を移動（売買、贈与、貸借など）する際には、耕作する下限面積（市街化調整区域及び都市計画区域外は3,000㎡、市街化区域及び家島町は1,000㎡）の要件を満たす必要がある。
姫路市ホームページ「農地を売買・貸借等する場合（農地法第3条）」

<https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000002456.html>

※新規農家（現在耕作面積が0㎡）は、取得面積にかかわらず原則として農業委員会による聞き取り調査を受けていただくこととしています。

2 「姫路市空き家バンクに登録された空き家に附属する農地の別段面積設定に関する規程」の廃止

(廃止前)空き家バンク登録の空き家とセットで農地を取得する場合に、下限面積を100㎡に引き下げる。
姫路市ホームページ「空き家に附属する農地制度のご紹介」

<https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000017615.html>

【関連情報】農林水産省ホームページ「人・農地プランから地域計画へ」

https://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/chiiki_keikaku.html

【問い合わせ先】

姫路市農業委員会事務局 農地担当 電話：079-221-2823